

## 役員等費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人彩虹会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関する事項を定める。

### (費用弁償)

第2条 役員等が、理事会、評議員会に出席したときは、その費用を弁償する。

1 費用弁償額は1,800円とする。

### (改正)

第3条 この規程に改正については、理事会の議決を要する。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。